

令和6年度第1回小牧市上下水道事業経営審議会

1 日時

令和6年5月14日（火）午前9時55分から正午まで

2 場所

小牧市役所本庁舎 4階 404会議室

3 出席委員（敬称略）

榎本 訓康 公益財団法人 愛知水と緑の公社 常務理事兼下水道部長
大野 泰典 税理士
萩原 聡央 名古屋経済大学 法学部 教授
佐藤 萬明 小牧市区長会 理事（片町区長）
谷口 里美 小牧市消費生活改善推進員会
廣野 友巳 小牧商工会議所 常議員（デリカ食品工業株式会社 代表取締役）
岩崎 至 一般公募者
馬場 容子 一般公募者

欠席委員

平山 修久 名古屋大学 減災連携研究センター 准教授
酒井 美代子 小牧市女性の会 会長

4 事務局

笹尾 拓也 上下水道部長
三品 克二 上下水道部次長
横山 宗裕 上下水道経営課長
早稲田 宏 上下水道業務課長
長坂 裕 上下水道施設課長
船橋 裕一 上下水道施設課長補佐
石田 哲也 上下水道経営課経営係長

北 賢司	上下水道経営課水道経理係長
倉田 和典	上下水道経営課下水道経理係長
大平 守	上下水道業務課給水係専門員
恒川 真二	上下水道施設課水道維持係長
杉田 康明	上下水道経営課経営係主査
伊岐見 崇	上下水道施設課下水道建設係主査
松富 祐太	上下水道経営課経営係主事

5 傍聴者

なし

6 議事

- (1) 下水道事業の使用料改定スケジュールの検討について
- (2) 下水道事業の使用料体系の検討について

7 内容

【事務局】

皆さん、こんにちは。傍聴者は10分前までに集合となっておりますが、現在、お見えになっておりませんので、定刻より早いですが、皆さん委員の方、おそろいになりましたので、審議会を始めさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから令和6年度第1回小牧市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日の資料の確認のほうをさせていただきます。事前に送付させていただきました資料といたしまして、本日の審議会の次第、裏面には委員の名前が入っておりますが、次第と資料1、資料2、それから資料3、会議の資料といたしましては、その3つになります。

なお、新任の委員の方には、小牧市水道事業ビジョン・経営戦略と小牧市下水道事業長期経営計画も併せて送付しております。本会議において直接使うことはないかもしれませんが、よろしくお願いたします。

また、本日お手元に、追加資料といたしまして、報告1、能登半島地震における上下水道事業の応急活動についての資料を配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、もしお持ちでない資料がございましたら、事務局に御用意がございますので、お申出いただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次第に沿いまして、審議会のほうを進めさせていただきます。

開催に当たりまして、上下水道部長の笹尾より御挨拶を申し上げます。

【笹尾部長】

改めまして、こんにちは。この4月から上下水道部長をさせていただいております笹尾と申します。よろしくお願いいたします。また、今回から2名の方が新しく委員になっていただいておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

それでは、私から、会の開催に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日はお忙しい中、令和6年度第1回小牧市上下水道事業経営審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。本日の会議では、まず初めに、本年1月1日に発生をいたしました能登半島地震におきまして、上下水道部の職員を派遣しまして応急活動をしてまいりましたので、その報告をさせていただきます。また、議事としましては、昨年度の審議会に引き続き、適正な下水道使用料について審議をしていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、様々な視点から活発な御議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、萩原会長より御挨拶をいただきます。

【萩原会長】

皆様、こんにちは。年度が替わりまして、新しく就任された委員の皆様もおられると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議では、前回の会議に引き続きまして、下水道事業の使用料改定について議論してまいります。委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、実りのある会にしてい

きたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、先ほど部長からもお話がありましたけど、この議事に先立ちまして、能登半島地震における上下水道事業の応急活動について御報告いただけるようです。貴重な機会ですので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、次第の2、会議の公開について説明いたします。

小牧市審議会等の会議の公開に関する指針では、審議会等の会議は原則公開することとされておりますので、本審議会につきましても公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴者はございませんので御報告いたします。

また、記録用として、随時、撮影、録音させていただくとともに、議事録につきましても、発言者名については非公開にした上で、市ホームページなどに公開させていただきますので、併せてお願いいたします。

続きまして、次第の3、新任委員の紹介をさせていただきます。

本日、この審議会より2名の方が代わられておりますので、新しく就任されました委員の皆様を御紹介させていただきます。名簿順にお一人ずつお名前を読み上げますので、大変恐縮でございますが、その場で御起立いただき、一言お願いしたいと思います。

(新任委員 挨拶)

【事務局】

ありがとうございました。

なお、本来であれば、お一人ずつ任命書を交付させていただくべきではありますが、時間の都合上、お手元への配付をもって交付に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局におきましても人事異動がありましたので、今回参加しております職員の紹介を改めてさせていただきます。

(事務局 紹介)

【事務局】

ここで御報告を申し上げます。

本日、平山委員、酒井委員より欠席の御連絡を受けております。本日の出席委員は8名でございます。したがって、小牧市上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の規定により、この会議が成立していることを報告いたします。

なお、本日の会議の終了時刻は正午頃を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以後につきましては、小牧市上下水道事業経営審議会条例第5条第2項に基づき、会長が会務を総理することとなっておりますので、萩原会長、よろしく願いいたします。

【萩原会長】

それでは、お手元の次第に基づいて進めたいと思います。委員の皆様の御協力をよろしく願いいたします。

議事に入る前に報告事項があるようです。

次第4、(1) 能登半島地震における上下水道事業の応急活動について、を事務局から説明いただきますようお願いいたします。

【事務局】

それでは、プロジェクターの準備がございますので、少々お待ちください。

(プロジェクター 準備)

【事務局】

それでは、能登半島地震における給水活動の報告をさせていただきます。

まず、本年の1月1日の能登半島の地震発生直後より、日本水道協会の愛知支部から応急給水支援の要請が来ておりまして、本市のほうは出動の意思を伝えまして、出動の準備

を整え、ずっと待機をしておりました。派遣時期はなかなか連絡がなかったんですけども、1月23日からの現地入りの要請ということで入りまして、1月22日から2月4日にかけて、七尾市内での応急給水活動、1班2名の体制で3班、計6名の体制を整えて、課別で申し上げますと、施設課が3名、業務課が2名、経営課が1名という体制で現地入りしました。

まず、1班が給水車で本部に、給水の応援する本部のある金沢市に向かいまして、七尾市で4日間の給水活動を行った後、連絡車を使いまして2班が駆けつけまして、到着した後、2班に引継ぎを行い、1班はその2班が乗ってきた連絡車で小牧市に戻るということで活動を行いました。続く3班も同じような状態で七尾市のほうまで向かった後、最後は給水車に乗って小牧市に戻ってくるという段取りで行いました。

1月の給水活動が終わりまして、その後、水道の復旧活動は進んでいますが、まだ断水の地域があるということで、1か月後の2月22日から3月6日、先ほどと同じような段取りで給水活動を行いました。

こちらは、少しぼやけて申し訳ありませんが、七尾市の位置と金沢市の位置を示したものです。七尾市は、能登半島における最大の都市で、人口は約4万6,000人になります。1月の派遣のときは宿泊を金沢市に拠点を置きまして、七尾市まで約70キロありまして、片道の移動時間は約2時間かけて、毎日七尾市まで向かっておりました。2月のときは宿泊を富山県の高岡市としまして、七尾市まで約50キロ、こちらは片道約1時間で到着しました。1月の2時間かかったのは、のと里山海道というところを使って金沢市から七尾市まで向かったんですけども、のと里山海道は志賀町より奥に進むにつれて道路の損傷が激しく、通常のような運転ができず、大変時間がかかりました。2月のほうは能越道を使って高岡市から七尾市まで向かったんですけども、こちらのほうは道路の損傷があまりなくてスムーズに行けたので1時間で移動ができました。

こちらは応急給水の指示書となりまして、左側が毎日夜に本部から届く指示書となりまして、少し見にくいんですけども、どここの病院に何々市が向かって、そこで何トンの給水活動をするという指示書になっております。右のほうが地図になりまして、こちら、グーグルマップで本部のほうで作成しておりまして、本部からの指示はこちらの地図に基づいて各給水場所に番号が振ってありますので、その番号で指示が来ておりました。最大の断水戸数は七尾市内全戸の2万1,800戸に上りまして、1月の下旬の応援に行った時点でもまだ8割近くが断水しておりました。応急給水の場所は、病院や老人介護施設、また、

避難所や和倉温泉の駐車場などに設置されました市民向けの応急給水箇所での応急給水を行いまして、要請があった給水の箇所は延べ100か所を超えました。

こちら、少し横向きなんですけれども、毎日、自治体で作業内容を記録しておりました、こちら、1月24日の作業報告書になるんですけれども、この日は北村病院というところの病院の受水槽に10トン給水しまして、その後、予定数量が終わったので、中島小学校という避難所に向かいます、2 m³ほど市民の方に向けて給水を行いまして、この日は18時過ぎまで活動を行っておりました。

こちらは、給水車への補水のポイントの写真になるんですけれども、七尾市内の使用可能な消火栓より給水車に補水を行いまして、操作のほうは七尾市の職員の方が行っておりました。1月の時点ですと、七尾市内で2か所の消火栓と中能登町の庁舎、隣の町なんですけれども、七尾港に海上保安庁から船が乗りつけまして、そこから補水をしておりました。2月はそれに加えて、富山県の氷見市の消防署でも補水のほうをさせていただいたんですけれども、こちらは金沢でなくて富山県の高岡市を拠点とする事業者が増えたので、氷見市でもできるようになったということです。

こちらが七尾市内のもう一か所の、消火栓からの補水ポイントになるんですけれども、応援の事業者は、中部支部の事業者のほかに、札幌市や会津若松などの給水車が来ておまして、北海道支部や東北支部からも、遠いところからも応援に駆けつけておりました。大きい本管の消火栓は使用可能なところはあったんですけれども、ここから各戸に行く配水管のほうの損傷が激しく、断水が全然続いている状態で、こちらのポイントの周りでも、写真には入っていないんですけれども、道路の損傷とか、壁が崩れて瓦が落ちたりと、家屋の被害があるところは数多く見られておりました。

こちらは、七尾港での海上保安庁の船からの補水状況なんですけれども、船には航海時に乗組員用の大きい貯水タンクを設けておりますので、そこから給水車に補水を行っておりました。この水は新潟港から運んでいると聞きました。

こちらは、七尾病院の実際の受水槽への給水の様子なんですけれども、ホースを受水槽の上の口まで伸ばしまして、給水車のポンプで加圧して給水を行ってあります。こちらの七尾病院は大きい病院でして、約40m³の受水槽を設けておまして、とても1台では間に合わないで、隣に見えるのは伊賀市の給水車なんですけれども、何体かの事業者が交代で受水を行っておりました。

こちらは、もう一つの七尾市内の北村病院というところのポンプでの給水の状況なんで

すけれども、小牧市には2トンの給水車の能力があるんですけれども、約10分ほどで空になるぐらいの時間で給水を行っておりました。

こちらは、和倉温泉にお祭り会館というところがあるんですけれども、その駐車場で市民向けの給水活動でありまして、ここは事業者が、ここは大きいところですので、5つか6つ事業者が来て、こうやって並べて、これも市民向けの方に給水を行っております。皆さん市民の方、ポリタンクとか、給水袋とか、空のペットボトルをスーパーの籠とかに入れて、皆さんそれをお持ちになって水を取りに来ていました。本当に多くの方が見えまして、小牧市の2トンですと2時間もたずに空になることもありました。何往復でもして、こちらのほうで給水活動を行っておりました。

こちらの、遠いんですけれども、タンクが6つあるんですが、これは給水の組立てタンクで、給水車がない時間帯、夜はこちらに水をためておけますので、市民の方がここから自由に給水をしているということで設置されておりまして、夕方、満水にして引き上げるんですけれども、翌朝にはほとんど空になっているということが多々ありました。このような給水タンクが市内の避難所とか、いろんなところに何か所も設置されておりまして。

こちらは、給水車のほうから、市民の方が持ってみえたもの、これはポリタンクのほうに給水をしている様子になります。こういったポリタンクも地震の発生直後はホームセンターとかでも全部売り切れて品薄ということで手に入らない状態が続いて、中には、酒屋さんで4リッターの焼酎の大きい、ああいうのを買って、中身を捨てて水をくみに来るという方もおりました。

こちらが仮配管の様子の写真になるんですけれども、橋の前後をよく見ると、橋のところに道路が擦りつけた補修の痕があるんですけれども、道路と橋が地震によって段差ができて、水管橋が破断しまして、完全にずれている状態になっていました。水管橋の復旧よりも、路上に管を配管して、橋の反対側まで持って行って、そちらのほうで地面の中の既設の水道管のほうに接続するというので仮配管のほうをやっていました。

私が行ったとき、1月、2月のとき、市内の至るところでこういった水道管の修繕や漏水調査を至るところでやって、復旧活動をやっている状態が見受けられました。

次は、市内の被害状況の写真に移るんですけれども、こちらは七尾市内の家屋が潰れた写真で、古い家屋でして、1階部分が完全に潰れて、屋根が下に落ちている状況です。市内を見ましても、こういった被害が古い家屋にやっぱり多くて、新しい家はあまり被害を受けていないというふうに見受けられました。古い家は崩れていなくても壁にひびが入っ

たり、瓦が落ちたりというのはよく見ました。

市内のコンビニとかも水が出ない、断水とか、下水管が使えずにトイレが使えないという状況だったんですけれども、コンビニとか商店、まあまあ営業のほうをしてみえて、皆さん市民の方も買物に来てみえていました。

こちらが七尾市の能登島というところなんですけれども、この能登島もやっぱり古い家屋が多くて、こういった倒壊した家屋が数多く見られました。

こちらは2月の写真なんですけれども、能登島の中が道路が狭いところが多く、また少ない道路の被害が多く見られまして、重機がなかなか中まで入ってこれずに、片づけが進まないということを市民の方は言ってみえました。

こちら、また能登島の中の道路の被害状況なんですけれども、こちらの左側のブルーシートが張ってあるところは歩道なんですけれども、ブルーシートの先が崖で、歩道が丸ごと落ちて道がないという状態でした。能登島の中だけでなく、七尾市内もこういった道路ののり面が崩れて、道路が被害を受けているところが数多く見受けられました。

こちらは、のと里山海道の道路の被害の状況なんですけれども、橋脚部の前後で被害がよく見られまして、段差ができて、ひどいところでは50センチ以上の段差ができて、こういった作業車、大きいトラックとなると、通るところすごい衝撃がひどくて、スピードを落とさざるを得ないので、本当に時間がかかりました。

こちら、山の写真なんですけれども、少し分かりにくいなんですけれども、地山が見えているところ、これは全部、表面が地滑りで山が崩れている状態になりまして、下の家屋まではいっていないようで、こういった地滑りのような崩れているところが至るところあったんですけれども、家屋が潰されるということは幸いなことに見られなかったのが良かったです。ですが、こういった木が麓まで滑り落ちて固まって道を塞いだりしていたため、なかなかそこまで行く重機が通れるような大きい道が、山間部ということでありまして、なかなかたどり着けずに、こういうのも全く手つかずな状態でした。2月の終わりの時点の状況です。

最後になりますけれども、これからの課題ということで私が感じたことなんですけれども、今回の支援の活動を通じて、まず当市においては、水道施設の耐震化が本当に大事なことだと感じまして、水道の耐震化は当市も順次進めておるんですけれども、確実に進めていく必要を本当に感じました。また、応急給水箇所を設置、先ほどの写真に示しました、給水タンクとか給水袋、ああいった充実化ということもスムーズなこういった給水活動を行

うためには大変大事なことで感じました。給水車も台数が限られていますので、有効的に活用するには、本当にそういったことも、資材を充実させていくことが必要だと思います。

また、応急給水の場所の選定も非常に大事なことになると思います。ルートも、地震が起きたときに被害があると車が通れないということになりますと行けなくなってしまいますので、また、避難所とか給水箇所全てで応急給水活動が困難になってくるかと感じました。

また、市内の市民病院とか、ほかの病院の応急給水活動を、まずそちらを優先して、市民の方とか、優先順位をつけるということも必要なのかなというのは感じました。

給水車に関してなんですけれども、今回、給水車のほうで向かったんですけれども、小牧市の給水車がマニュアル車で、また、総重量が5トンぐらいありますので、オートマの限定免許とか、3.5トン以上は運転できない、現行の普通免許では運転できませんので、派遣する職員の選定に大変苦慮しました。1月のときは全員免許を有していたんですけど、2月のときは6人中の2人は免許を有していない職員を選ばざるを得ない状況になっていまして、こちら、七尾市ではほかの事業者さんと話をしたんですけれども、同様な状況の問題がどこもあるということで、豊田市さんや伊賀市さんともよく話したんですけれども、本当に同じような状況で、運転できる職員が少なくて大変苦慮しているということを書いていました。

このような問題対策としまして、毎年2人程度の職員に補助金を出して、免許の限定解除とかを進めてはいるんですけれども、やっぱり毎年2人程度は少ないものですから、将来的に給水車をオートマに買い換えたとしても、このような状況が解消されるかどうかというのはちょっと心配は残ります。

また、小牧市が被災したときに、ほかの事業者さんから何台も給水車が応援に来ていただいたときに、体制とか、給水車を止める場所とか、来ていただいた職員さんの宿泊場所、そういったところをきっちり決めておかないと、せっかく来ていただいても活動ができないということになりまして、応急給水活動に支障をきたすということが心配されますので、その辺のほうが大事かなと感じました。

水道のほうの応急給水活動の報告は以上になります。ありがとうございました。

【事務局】

それでは、続きまして、下水道の活動について報告をさせていただきます。

下水道に関しましても、1月1日の能登半島地震発災後、1月7日に災害対策本部より下水道管路調査の支援要請がありました。愛知県内多くの支援可能との体制が調整される中、2次調査第1班として1月15日から1月23日にかけて、前後半交代、1班2名体制、計4名で内灘町への下水道管路調査に従事いたしました。

まず、私の第1班が前日の14日に石川県に入り、災害本部のある金沢市で2次調査全体説明会に参加をし、1月15日から19日までの間、活動をし、その後、2班が連絡車で現地に向かい、1班と交代。1班については連絡車で小牧市に戻り、最後に2班が活動後、小牧市に戻ってくるという段取りで行いました。

こちらは内灘町の位置になります。内灘町は、能登半島の南、金沢市の西側に位置し、面積約20km²、人口約2万6,000人の町であり、内陸部の河北潟からの放水路により北側と南側に位置した地形をしております。また、今回、宿泊地については、金沢市を拠点とし、内灘町までは約10km、移動時間は片道30分程度と、特に移動には苦慮しませんでした。金沢市周辺や内灘町でも町役場周辺の南部の地域は比較的被害は少なかったですが、北部の地域については、内灘砂丘埋立地といった地形特有の液状化がひどく、特に被害が甚大でありました。

こちらが被害の状況になります。道路の隆起、宅地構造物の崩壊、信号機や電柱標識の倒壊など、特に液状化の被害が甚大でありました。

こちらも被害状況です。右側の写真は倒壊とかではなくて、電柱が沈下をして、半分ぐらいの高さまで埋まってしまっている状況になります。

続いて左側は、宅地のコンクリートの駐車場なんですが、こちらも沈下をして、車を押し潰しているような状況になります。右側は、電柱のところから砂が噴出している、いわゆる液状化の被害の状況といったところが顕著に見られました。

液状化により大きく隆起、陥没した道路の段差などは、内灘町により先行して緊急工事がされておりました。この被害状況の多くは内灘町の北部の地域であり、こういった状況の中、周辺状況の変化に注意しながら調査を行いました。

続きまして、こちらは、石川県が管理する犀川左岸浄化センターになります。1月14日に2次調査の着手に先立ち、災害対策本部による全体説明会が開催され、参加をいたしました。

こちらが説明会の状況になります。本部としまして、国土交通省、災害本部である石川

県、中部ブロック副幹事である長野県などから説明がされました。参加団体は、中部ブロックを中心に、日本全国から支援可能な団体が参加されていました。

こちらが2次調査の予定表になります。今後も続いてはいくんですが、今回の日程といたしまして、愛知県からは、内灘町と宝達志水町への応援となっており、小牧市は15班、16班で1月15日から1月23日の10日間、内灘町へは小牧市と17班の東海市、宝達志水町へは半田市、津島市、瀬戸市の予定となっておりました。

こちらは、金沢市企業局が管理する城北水質管理センターです。ここでは、調査終了後の事務作業拠点となっており、作業日報の取りまとめや調査箇所の調整など、本部や現場からの情報を共有し、日々、どこを優先するかを打合せし、調査を進めました。また、こちらでは水道の給水スポットとしても活動されていました。

続きまして、こちらは内灘町との打合せの状況になります。机の左側が、内灘町の役場の方と設計のコンサル担当の方、奥の青色の作業服の方が国交省の方、右手が愛知県と、手前が小牧市になります。今回、内灘町では液状化被害が甚大ということで、液状化被害の復旧や調査の進め方について、国交省の方が特別に現地入りをし、技術的支援をいただきながら進めるといった方針が取られておりました。内灘町より被害状況が示され、被害状況から調査箇所の優先順位を、町の意向、また、国交省からの意見等を踏まえ調整しました。このように調査開始に至るまでに何度も打合せを行いながら調査を進めていきました。

こちらが、内灘町が事前に調査をした被害状況を示した図面になります。マンホールを開けて、堆積状況などから、下水道の使用の可否や、水道その他インフラの使用状況などが書き込まれていました。

こちらが管路調査の状況になります。小牧市2名、調査業者7名の計9名。ちなみに今回は、北海道から応援に来ていただいている業者の方々と活動をいたしました。今回行いました2次調査は、1次調査で何らかの原因で下水道の使用ができないと判断された箇所について詳細調査を行うもので、具体的には、堆積、滞水のあるマンホールからバキューム車で堆積物を取り除き、その後、マンホールからマンホール間の下水道管について高圧洗浄車で管の中を清掃し、最後にタイヤのついた小型カメラで管の中を走らせ、撮影をしながら、管の変形や破損状況などを調べる調査になります。

ちなみに1次調査とは、マンホールを開けて、マンホール内の状況のみで下水道が使用できる状況か否かを調査する方法になります。

内灘町では、発災後ずっと断水が続いており、現場ではところどころに仮設トイレが設置されておりました。また、下水道調査を進めている中、近くでは水道の漏水調査も並行して行われておりました。傾いた道路での作業は、車両の配置1つとっても通常より手間のかかる状況でありました。右の写真は、被災したマンホールの計測状況です。調査対象箇所については、全箇所、撮影、計測を行いました。

こちらは、小型カメラを下水道管の中に入れて、モニターで確認しながら調査をしている状況です。こちらは、マンホールの滞水、堆積状況になります。1次調査でこのようなマンホールが被災ありとされ、2次調査を行いました。

こちらは、マンホール内の吸引状況です。マンホールを開けたときは満水の状況であり、吸引を開始したところ、水位が下がったことにより、舗装の継ぎ目から地下水が大量に流れ込んでくる状況でありました。また、この地下水により液状化によって地表付近に上がってきた土砂を引っ張り、マンホール付近の民地、右側の写真ですね、畑ではあったんですが、陥没が起きました。幸い畑であったため何事もなかったですが、道路での陥没の危険性など、至るところで調査継続の判断が困難であり、その都度、本部へ確認しながら調査を進めており、なかなか調査が進まない状況でありました。

こちらは調査をしている道路になるんですけれども、現場自体は通行止めとはなっているものも、生活道路であるため、周辺に住まわれている方の通行であったり、また、復旧の作業車などの往来などにより、日々道路の陥没が発生をいたしました。その都度、内灘町役場へ連絡した上で、緊急性の低いものについてはカラーコーンを置き、対応を取りながら進めました。

こちらは、日々の調査日報になります。管路は、調査延長に対して被災延長、マンホールについては、調査箇所に対して被災箇所を報告するものになります。これらを本部へ報告し集計したものが、各被災都市の日々の調査進捗率として管理をされておりました。

以上となりますが、10日程度という短期間ですが、被災地での下水道調査という経験をして、当市においても考えられる課題及び調査活動において、現場作業の効率化といったところに着目し、改善点についてまとめました。

まず、1点目といたしまして、現場作業に関してです。震災直後ということもあり、なかなかスムーズに進まないことは前提ではありますが、地域特性や地域独自の優先順位等を早く整理することが調査を進める上で大切であると感じました。その中で、日々変化する被害状況等を踏まえ、現場と情報共有を迅速にすることで作業効率が上がるのではない

かと感じました。

また、今回、1週間の間で1回ではありましたが、緊急地震速報があり、震度3程度ではありましたが、余震がありました。その際、避難場所であるとか、また、今回海に近いということもあり、津波に関しても、避難する高台であるとか、2次被害を出さないためにも、そういった情報共有や、また、支援に行く方々自身もそういった意識を高く持って作業に当たるといったことが大切であると感じました。

2点目といたしまして、事務作業環境です。今回、作業報告としてデータでのやり取りがありましたが、インターネット環境で少してこずる場面がありました。毎回同じ状況ではないですが、インターネット環境やデータの受渡しなど、昨今の情報セキュリティ強化のためPC環境が難しい状況ではありますが、このような場面でそれが弊害にならない環境整備が必要であると感じました。

3点目といたしまして、宿泊施設の確保になります。今回、宿泊施設に関しましては、本部から特に案内はなく、自身で確保するといった状況でした。官民間問わず、多くの方々が支援に行かれている状況の中、直近、連泊での確保が非常に困難でありました。被災されている方々を思えばぜひいたくなことかもしれませんが、少しでもそういった環境を整備していただくことで、多くの方が支援に行きやすくなるのではと感じました。また、下水道台帳の整備について、このような状況では台帳の情報が全てになってきます。そういった中で、日々の日常管理を含め、台帳の整備が特に重要であると感じました。

以上で発表を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

【事務局】

では、会場のほうをまた戻しますので、少しお待ちください。

(プロジェクター 撤去)

【萩原会長】

事務局の説明は終わりました。大変貴重な御報告であったと思います。現地に行かれた方々の御指摘というのは、日頃、ニュース等で、あるいは新聞、テレビ等で報じられていない内容もありまして、そうした活動内容が本市においても生かされるのではないかと、うふうに感じた次第です。

こちらについて、委員の皆様から御質問や御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。なお、発言いただく場合は、挙手していただき、私のほうからお名前をお呼びいたしますので、その後に御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、皆様、意見、御質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。今回報告いただいた内容以外というか、それに付随して、実際ほかにももっと知りたいこととかもしあったら、分かる範囲で教えていただけるかもしれません。

A委員、お願いします。

【A委員】

先ほど発表の中で、台帳の整備が重要だという報告がありましたが、小牧市さんは下水道台帳の整備の電子化はもうされているということでよろしいでしょうか。

【事務局】

電子での台帳の整備はしております。

【A委員】

過去に大きな地震があったときに、電子台帳を整備されていたんですけど、バックアップを他都市と交換していたとか、そういった対策を取っているところもありました。阪神淡路の地震のときには神戸市さんの電子台帳はあったのですが、執務室自体が潰れてしまって、他都市で台帳を出したということもありました。電子化してあれば、コンパクトに、同じシステムであれば出せるものですから、そういったのも考えるといいかなと思っています。

【事務局】

貴重な御意見ありがとうございます。今後の事務の参考にさせていただきたいと思えます。

【萩原会長】

ありがとうございます。

そのほかに委員の皆様、何か御質問、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

こうした取組というか、今後、本市においても必要になってくるであろうというふうに思われますので、引き続き対策、今回指摘いただいた課題等について取り組んでいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次の報告に参ります。4、報告（2）です。上下水道事業の令和6年度事業概要について、事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局】

報告2、小牧市上下水道事業の令和6年度事業概要についてを説明させていただきます。では、着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の3をお願いいたします。

令和6年度小牧市上下水道事業の概要についての説明をさせていただきます。

水道事業から御説明いたします。

収益的支出は29億5,972万円、資本的支出は19億3,965万円を計上しております。収益的支出は、配水施設の修繕費等による増額、約5,000万円があるものの、旧横内浄水場解体工事費の約1億9,000万円が減額になることによりまして、昨年度より約1億6,000万円の減少となっております。資本的支出は、拡張費の約5億3,000万円の減額や、建設改良に伴う事業の精査による減額、約1億3,000万円などによりまして、約6億7,000万円の減少となっております。給水戸数につきましては、昨年度より300戸増の7万1,000戸と見込んでいますが、年間総給水量は人口減少等を勘案して昨年度から10万 m^3 減の1,990万 m^3 で見込んでおります。

ソフト事業でございます。水道週間のPR活動でございます。各市民センター等で「あいちの水」を配布させていただきまして、水の大切さと水道水の健全性をPRいたします。

ハード事業でございます。別添の図面1も併せて御覧ください。送水管の整備事業でございます。これまでの審議会でも御説明をさせていただきましたが、横内浄水場で取水し処理された水道水は送水管により本庄配水池へ送られ、市内各地へ供給されます。この送水管は布設後40年以上が経過し、今後は経年劣化の進行が見込まれることから、安全、安心な水道水を継続的に安定供給することを目的として、横内浄水場から本庄配水池の間に延長4,280mの耐震性能を有する送水管を新たに整備しています。令和6年度の実施箇所は赤色の線の部分でございます。事業期間は令和2年度から令和11年度までで、令和5年度末時点の進捗率は23.3%でございます。

続いて、図面の2も御覧ください。水源施設の改良整備事業でございます。所管する浄水場、配水池などの水源施設について、経年劣化対策の更新などをはじめ、施設の改良を計画的に進めています。主なものとして、令和6年度は、横内浄水場において、浄水池及びポンプ電気棟の更新に引き続き、応急給水活動の拠点となる設備の整備、場内の導水管の更新及び取水井等の既存施設の浸水対策などの場内整備を行います。また、東部の大山地区に配水している大山中継ポンプ場の経年劣化している電気設備の更新を令和6、7年度にかけて行います。

資料3の裏面の2ページ目を御覧ください。

続いて、下水道事業を御説明させていただきます。

予算概要ですが、収益的支出は30億4,953万円、資本的支出は20億535万円を計上しております。収益的支出は、下水道管路調査、約4,400万円や流域下水道維持管理負担金、約4,700万円の減少などによりまして、約9,900万円の減少となっております。資本的支出は、企業債償還金が約1,400万円の減少となったものの、雨水幹線整備で約8,800万円の増額等によりまして、建設改良費全体で約9,300万円の増加となっております。そこで昨年に比べまして約7,900万円の増加となっておりますが、財源としまして、一般会計からの基準外繰入分としては約6,000万円の減額となっております。接続戸数は昨年度より500戸増の5万1,800戸で見込んでいますが、年間総排水量は人口減少等を勘案して昨年度より51万 m^3 減の1,665万 m^3 で見込んでいます。

ソフト事業です。「下水道の日」のPR活動について、昨年度、本市のウォーキングアプリ a 1 k o を活用したチャレンジ企画を実施したところ、大変好評だったということで、今年度も引き続き実施をする予定です。期間中に目標歩数を達成した方に抽選で下水道啓発グッズを配布するキャンペーンを実施し、下水道に対して関心を高める機会にしたいと思っております。

ハード事業でございます。別添の図面3も併せて御覧ください。図面3の青色に着色した区域が令和5年度末に供用開始済みの地域で、赤色が令和6年6月に供用開始予定の久保一色・岩崎地区及び下小針地区です。緑色が現在整備を進めている区域及び近い将来整備に着手する予定の区域でございます。未普及解消事業ですけれども、下水道の未整備区域において汚水管の整備工事を行うものでございます。汚水管の整備事業には、面整備と幹線整備があります。面整備でございますが、こちらは地域全体の道路に各家庭から出る汚水を集めるための汚水管を整備することで、令和6年度は主に、図面の左上に記載して

ありますけれども、村中地区、あと、右上のほうの池之内地区、さらに中央下の東一丁目地区などを整備する予定です。ほかには、区画整理の整備に合わせて、文津区画整理地区、小牧南区画整理地区の面整備を予定しております。幹線整備ですが、こちらは面整備により集まった汚水を流域下水道に流すための主要な管路である幹線を整備することで、令和6年度は北西にある、図面の左上に記載してありますが、横内汚水幹線を整備する予定です。

続いて、汚水管の管更生事業です。管の損傷や浸入水が確認されている地区で管更生工事を行います。令和6年度の実施箇所は丸で囲った久保一色南二丁目の一色汚水幹枝線及び、右下の農業集落排水事業の大草地区でございます。

最後に、桃花台汚水中継ポンプ場改築更新事業です。令和5年度の土木・建築構造物の非線形解析による耐震診断結果に基づき、令和6年度から令和9年度の4年間の予定で、ポンプ場の詳細設計、電気・機械設備等の更新工事及び建物の耐震補強工事を計画しております。

報告（2）の小牧市上下水道事業の令和6年度事業計画についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【萩原会長】

事務局からの御説明が終わりました。

委員の皆様、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

特に、この事業概要についての御意見あるいは御質問等ございませんか。よろしいですか。

特に意見もないようですので、そして、会の時間も限られておりますので、次第の5、議事に移りたいと思います。

議事の1点目です。下水道事業の使用料改定スケジュールの検討を議事といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

使用料改定のスケジュールにつきましては、本年1月31日に開催をいたしました令和5年度第3回の審議会で意見をまとめていただいたところではありますが、本市の財政状況の急激な悪化によりまして、令和7年度以降、これまでと同様に一般会計からの基準外繰入

金を頂くのが困難な状況であるということがはっきりしてきました。また、先ほど発表もさせていただきましたが、能登半島地震での現地の支援活動で、施設の耐震化の必要性なども感じたこともありまして、一般会計からの繰入金に頼らない経営による計画的な事業運営を進める必要性を強く感じたところから、改定時期の変更をお願いするものであります。

以降については、着席にて説明させていただきます。

それでは、資料1の左ページをお願いしたいと思います。

前回の審議会では、2回の改定によりまして経費回収率100%を達成する使用料改定スケジュールとしていただきました。1回目の改定は令和8年1月に約30%の改定、2回目は令和11年4月に経費回収率100%になるように約30%の改定ということでありました。

その後、使用料改定スケジュールにつきまして、市の財政部局と協議したところ、本市については、高齢化の進行や障害者給付の伸びによる社会保障関連経費の増大や、昨今の人件費の増大、物価高騰などによる経費の増大、国の制度改正や政策による地方負担の増大などにより、財政状況が急激に悪化している状況であるとのこと。令和6年度は下水道事業の内容の見直しも行いまして、基準外繰入金を抑制してまいりましたが、令和7年度以降は、これまで以上に基準外繰入金を出すことが難しい状況であるということが明確になってきたところであります。また、先ほども触れましたが、能登半島地震においても、耐震化を行った施設において、施設機能に決定的な影響を及ぼすような致命的な被害がなかったという報告も出てきております。そういったことから、計画的な補修、補強などが重要であり、必要であると再認識したところであります。

そこで、下水道事業の推進及び維持に必要な事業を計画的に進めていくためにも、使用料改定時期を早めまして、令和7年度の収入を少しでも増加させることにより、市からの繰入金に左右されにくい経営を行うことが必要と考え、使用料改定時期の前倒しをお願いするものであります。

使用料改定時期の変更内容につきましては、資料左下の括弧書き、特に黄色でハッチがかけてあるところでありますが、まず、1回目の改定時期を「令和8年1月」から「令和7年10月」に変更したいと考えております。また、後ほど説明をしますが、使用料改定時期を3か月前倒しすることによりまして、令和7年3月の定例会に使用料改定の条例を提出し、令和7年度当初予算に使用料改定による歳入増額分を計上することを考えております。また、2回目の改定につきましても、改定時期まで少し期間があり、社会情勢、下水

道事業の経営状況及び市の財政状況も変化していることが考えられますので、より実情に合った対応ができるよう、具体的な改定時期を示すのではなく、「1回目の改定から概ね3年後」という表記にしたいと考えております。

右ページを御覧いただきたいと思います。1回目の改定を3か月早めるためのスケジュールの調整方法であります。今後も十分な審議を行っていただくために、審議会の回数は、今回の審議会を含め4回そのまま、会議の間隔を短縮させていただきたいと考えております。現時点の予定としましては、右側の変更後のところに赤字で書いてありますが、次回の審議会を7月17日に実施し、その後8月下旬、11月の審議会によりまして体系を決定し、答申とする予定で考えております。少しタイトなスケジュールとなりますが、御理解をいただきたいと考えております。

また、審議会の審議と並行しまして、条例提出の事務を進めることで、答申から議案提出までの期間を短縮したいと考えております。事務局としましては当初、変更前は、使用料改定時期は令和8年1月となっており、市民の皆さんへの周知期間を考慮しますと半年は必要と考えておりますので、使用料改定条例案の議会への提出時期を、半年前の令和7年6月定例会と考えておりました。令和7年度の当初予算は、令和7年3月の定例会の提出となるため、使用料改定による増額分を当初予算で見込むことができません。変更後につきましては、使用料改定条例案を、当初予算と同じ令和7年3月の定例会に提出させていただくことで、令和7年度の当初予算に下水道使用料の増額分を歳入として見込めることになり、その分、市からの繰入金に左右されにくい経営を行うことができるようになります。

ちなみに、概算ではありますが、7年度の料金収入につきましては、改定時期を令和8年1月から令和7年10月に変更することにより、令和8年1月からでは約3,000万円の収入増ということで考えておりましたが、令和7年10月に変更することで約1億1,000万円程度の収入増となる予定でございます。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

【萩原会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたとおり、前回、昨年度末の本審議会において決定した内容の変更となります。基本的には、使用料金の改定に関しまして、時期を、令和8年1月から令和7年10月へ1回目の使用料改定を変更するという

こと、そして、2回目の使用料改定については、前回の会議では令和11年4月とあったところを、それを令和10年度という形でおおむね3年後に改定をするというスケジュール変更案がただいま示されました。これに伴い、この審議会の答申時期を令和7年1月から令和6年の11月に変更するとともに、それに伴い、令和7年6月の条例案の議会提出を令和7年3月に変更するということです。

ここで皆様方に御審議いただくのは、今回、この使用料改定の時期を令和8年1月から令和7年10月に変更するということと、あとは2回目の改定時期、こちらを令和11年4月から令和10年度という形で、おおむね3年後に2回目の改定を行うという変更点、こちらのほうを審議いたします。委員の皆様、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願います。

こちらについてどうでしょう。今回、事務局の変更に係る提案ですが、この提案のとおりお認めいただけるという形でよろしいでしょうか。

【A委員】

ちょっと1つ聞いていいですか。

資料1の左側の上のほうは、財政が非常に厳しいので速やかに早く改定しなきゃいけないということで、少しでも収入を早くもらえるようにスケジュールを変えたいということなんですけど、その下の四角の中の2回目の改定のところが、前回の予定では明確に3年後となっていたと思うのですが、少しぼやけてしまうような形となっています。何かそこが少し合わないなと思うんですよね。早く改定したいと言っているにもかかわらず、2回目はぼやかしているというか、その辺は何かお考えがあるのでしょうか。

【事務局】

この点については、説明でも少し触れさせていただいたんですが、当然、今回、私どもの場合は60%ぐらい上げなくちゃいけないという状況がもともとあります。それはなぜかという、今までの使用料が低いからということでもあります。それについては、当然、一気に上げるということも含め、市民の皆さんに、要は負担が大きくなるということもあって、以前、何回ぐらいでやりましょうかというところの中で、審議会の中で一応2回でということにはなったんですが、なかなかそれを一気にとんとんとと上げられないという状況もありまして、前回決めさせていただいたときには、切りがいい11年度の4月からと

ということで決めさせていただいたんですが、ただ、今回、市の財政状況も含めて、社会情勢がこの1年とか半年ぐらいで随分変わってきたという状況もございまして、時期を3年後の中で決めてしまうと、やはりある程度その時期にというんですか、いろいろ審議した中で決定していくところが、いつというところを先に決めてしまうと、そこら辺がなかなか情勢に合わせてくいかなというところもありまして、当然、上下水道審議会については、毎年やっていく中で、予算の説明だったり決算の説明だったり、市の下水道事業、水道事業の経営状況なんかもお話をさせていただく中で当然、毎年、逐次議論をしていただく内容になるかなというふうに思っておりますので、あまり明確に時期を設定してしまうのはなかなか難しいというところもありまして、おおむね3年というところの中で、それが前になったり後ろになったりということがあり得るかなとは思いますが、状況の中で判断していくほうがベターだろうと思ひまして、おおむね3年後という形で表記のほうをさせていただきたいと考えております。

【萩原会長】

A委員、よろしいですか。

【A委員】

もう一つ、いいですか。

今、事情はよく分かると思うのですが、確かに小牧市さんの場合ですと、現状が非常に安い料金設定になっているものですから、愛知県の中でも一番低い部類に入りまして、愛知県は全国でも、どちらかという非常に安い料金設定になっています。ほかの県ですと非常に高いところが多いですので、それを考えると、今まで小牧市さんの料金でよくやってこれたなというぐらいの料金レベルだとは思ひます。

そうすると、今回、議案としてかけるのは、今年度の議会じゃなくて来年度の議会ですか、審議を行うのは。

【事務局】

令和7年の3月議会を予定しております。

【A委員】

そうすると、そのときは1回目の30%の値上げだけの審議をするということで、2回目はその後にもまた審議を行うというような、1回で2回分の審議をやるんじゃないかと、2回行うという形を取るということですかね。

【事務局】

議会のほうに提案させていただくものについては、第1回目の今後、料金体系、中身のほうを審議していただきますが、そこまでを提案させていただいて、議会でお認めいただいて、皆さんに新しい新料金でやっていただくと、その後の状況も見ただ中で、要は2回目については、時期も含めて、また審議会の中で審議をしていただきたいというふうに考えております。

【萩原会長】

ということで、今、事務局から回答がありましたように、1回目について議案を議会に提出するというので、2回目の改定については、その後の状況を踏まえながらまた改めて考えていくと、ただし、1回目の改定からおおむね3年後という形で一応答申したいということですよ。

では、その点については、いろいろと意見、お考えがあるかもしれませんが、そのような形で進めていくという回答をいただきました。

それでは、B委員、お願いします。

【B委員】

改定については前回の会議でも賛成ということで、改定することについては全然異論はないんですが、1点確認なんですけど、前回、そういうことで審議会が出したのに対して、市の財政部局、こちらのほうから変えなさいということで来たわけですよ。今回、ここでこういう結論を出してまた、もっと早くやれとか、そういう話というのは、もうこの時点でないということよろしいですか。

【事務局】

市の中の話で、本当に大変申し訳ない状況ですが、審議会と並行して当然、財政部局と話をしている中で、特にもうこの半年ぐらいでそういった話も出てきたというところもあ

りまして、こういった形で、一度決まったものをまた再度提案させていただくみたいな形で大変申し訳ない状況にはなってしまったのですが、下水道事業の状況も十分、市の財政部局のほうにも話をさせていただいた上で、当然、市民の皆様に負担が行くことにはなりませんので、そういったことも考えた上で、財政部局と話のほうはさせていただきましたので、今回、新しいものであるということで、後ほどお話が出ると思うんですけど、意見書という形で審議会のほうから報告をするのですが、ある程度の話はさせていただいた上で進めておりますので、その後ということはないというふうに思います。

【B委員】

あと1点だけ、参考レベルでお伺いしたいです。

小牧市の市議会だよりに日本共産党の安江議員から、下水道事業長期計画についての問いがございますね。この辺りで、市議会議員への説明とか、そういったものはもう今後、十分なされていくということによろしいんですね。

【事務局】

下水道使用料の関係については、令和4年度と5年度に牧政会の代表質問をいただいております。その中で御回答させていただいております。それは何かというと、審議会を立ち上げさせていただいて、下水道使用料の関係についても今審議をさせていただいておりますというもので、そういったことで答弁をさせていただいているというのもありますし、広報等に審議会の状況、こういったことで審議をしていますというようなことも載せさせていただいておりますので、今までもやってきておりますが、今後も、令和7年3月に使用料の改定の条例案を出すに当たっては当然、しかるべきときに議員の皆様にも説明をさせていただく中で、説明をしていくということになるかと思っております。

【萩原会長】

そのほかに御意見ございますか。御質問等でもよろしいです。

【C委員】

もう一度確認なんですけれども、取りあえず今回は1回目を30%ぐらい上げるよということで上程されるみたいなんですけど、将来的にまた30、2回あって、トータルで2回上

げますよということは、取りあえず1回、30上げるだけという話をされるのか、全体的なビジョンを説明した上で1回目という上程をされるのか。30%だけやって、2回目でもまた30%上げるという話をされるのか。どのタイミングで2回目を上げるという話をされるのか。議会のほうへ説明、我々は分かっていますけれども、一般の方から見ると、1回だけで終わるのか、将来どういう形で上がっていくのかというのが、議員さんとかその辺への説明をどうされるのかというのをちょっと聞きたいんですけど。

【事務局】

議会に提出する条例案としましては、1回目の使用料が具体的に幾ら幾らというような形で提出はさせていただきます。ただ、当然、その前に答申をいただく中で、2回目も含めた答申になるかというふうに思っておりますので、小牧市としてそういう予定で考えておりますというような周知については、別途、色々な形の中で説明をした中で、1回目の使用料の改定案の提案をするということで考えております。

【萩原会長】

ありがとうございます。そのほかに御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、幾つか御意見を頂戴いたしましたけど、改定スケジュールの変更について、皆様からおおむね御了承いただけたというふうに理解します。

それでは、この審議会としまして、1回目の使用料改定時期を令和7年10月、そして2回目の改定時期を1回目の改定からおおむね3年後といたします。決定した使用料改定スケジュールですが、審議会からの意見書として小牧市に提出いたしますので、議事を進めている間に、事務局で素案の作成のほうをよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

(2)です。下水道事業の使用料体系の検討についてを議事といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議事の2は、下水道事業の使用料体系の検討についてでございます。使用料体系の検討につきまして、今回は小牧市の現況と課題を御説明し、どのような体系が小牧市にふさわしいかということで御意見をいただきたいと思っております。

では、今後、着座にて説明させていただきます。

では、資料2の3ページを御覧ください。前回の復習のような形になりますが、使用料体系の検討は、5つの項目に分かれております。1つ目は、①の用途別使用料の検討であります。小牧市は現在、一般と公衆浴場用の2つの用途がございます。しかし、公衆浴場は現在、下水道の対象となる施設が市内にありませんので、まずは一般のみ検討することとさせていただきます。2つ目に、一番右側の②の基本使用料と従量使用料の収入割合であります。令和4年度決算における使用料収入の割合は基本使用料40%、従量使用料は60%となっておりますが、使用料対象経費を分配することで、目標とするべき割合を確認します。3つ目は、③の基本水量及び基本使用料でございます。小牧市は10m³を基本水量としておりますが、近年、基本水量を廃止している自治体が多いようでございます。4つ目は④の従量使用料の使用水量区画、5つ目は⑤の従量使用料の各区分の単価で、基本的には④と⑤を同時に検討していきます。

1枚めくっていただきまして、4ページを御覧ください。今回、初めて参加される委員もいらっしゃると思いますので、下水道使用料の計算方法について再確認したいと思います。下水道使用料は2か月に1度、検針員が水道メーター等を検針して使用水量を計量し、使用した水量を排出した下水量と同じものとみなして、検針月の翌月に請求をいたします。検針は2か月に1回ですので、検針した水量を2か月で割って一月当たりの水量を算出し、使用料体系に基づき計算します。

2つの計算例を御説明します。計算例1の、2か月で30m³を排出した場合ですが、2で割って1月当たり15m³として計算します。10m³までは基本料金である789.8円、10m³から15m³までは単価79.2円ですので、使用料は「789.8円 + 5 m³ × 79.2円 = 1,185.5円」となります。

続いて、計算例2の、2か月で60m³を排出した場合ですが、2で割って1月当たり30m³として計算します。10m³までは基本料金である789.8円、10m³から20m³までは単価79.2円、20m³から30m³までは単価95.7円ですので、使用料は「789.8円 + 10 m³ × 79.2円 + 10 m³ × 95.7円」、それぞれを足しまして「2,538.8円」となります。

下段のグラフを見れば分かりますように、排水量が多い使用者ほど使用料が高くなる計算となります。

5ページを御覧ください。使用水量別の調定件数と使用料収入の分布です。調定件数とは、検針結果を基に使用料を請求した件数のこととございます。検針は2か月に1度です

ので、調定件数の6分の1がおよその契約者数となります。上のグラフを見ていただきますと、調定件数は、使用水量別に比較すると、11～20m³区分が最も多く、1月40m³までの使用者で全体の約96%を占めます。一方、下のグラフを見ますと、使用料収入では、使用水量が1月40m³までの区分で全体の3分の2となり、使用水量41m³以上の約4%の方が、使用料で言うと3分の1を占めております。大口使用者などの占める割合が高いことが分かります。

1枚めくっていただきまして、6ページを御覧ください。使用料体系を検討するための資料として、小牧市の人口、使用水量の推移を確認いたします。

7ページを御覧ください。小牧市の人口は緩やかに減少する見込みでございます。また、世帯内人口も、グラフでほぼ横ばいには見えますが、徐々に減少する見込みで、契約世帯数や1世帯当たりの水量も減少することが想定されます。

1枚めくっていただきまして、8ページを御覧ください。10年前、平成24年と令和4年の調定件数を比較したものでございます。調定件数は10年間で約1.5倍となっており、これは契約者数が同じように約1.5倍になったと想定することができます。特に1か月20m³未満の調定件数が大きく増加していますが、その一方で、501m³以上の調定件数は半減しています。

9ページを御覧ください。使用水量を10年前の平成24年と令和4年で比較したものです。同じ水量でも、左に行くほど単価が低く、右に行くほど単価が高くなります。調定件数が10年間で約1.5倍になったと説明しましたが、それにもかかわらず、使用水量全体は10年間で大きく変わっておりません。その原因として、グラフを見ていただくと分かりますように、1月40m³以下の使用水量は増加しているのに対し、以上の水量は減少しており、特に501m³以上の水量は大きく減少しています。

1枚めくっていただきまして、10ページを御覧ください。調定件数と使用水量の10年前との比較を、割合にして計算し直したものでございます。右のグラフ、使用水量のほうは、もともと合計が10年前と変わらなかったのが9ページと大きく変わりませんが、左の調定件数の割合を見ていただきますと、21m³から40m³の使用者割合は減少して、20m³以下の使用者の割合が伸びているため、一般家庭においても節水傾向にあることがうかがえます。今後も、少量使用者の割合が増えることを想定しますと、使用料が少ない使用者に御負担いただく方法を検討する必要があるかと思えます。

11ページを御覧ください。使用料体系の設定に当たり、使用料対象経費の分配を行い、

基本水量と従量水量の割合を確認します。

1枚めくっていただきまして、12ページを御覧ください。前回の復習になりますが、使用料算定作業は、①使用料対象経費の算定、②使用料対象経費の分解、③使用料体系の設定の順に実施します。

13ページを御覧ください。使用料算定期間とは、使用料対象経費を見込む期間であり、3年から5年が一般的です。議事の1で、2回目の改定を1回目の改定からおよそ3年後、令和10年に実施するという御了承いただきましたので、令和7年度の改定においては、次回の改定の直近である令和9年度までの3年間を使用料算定期間といたします。また、2回目の使用料改定の体系は、改定の約1年前にそのときの最新の経営状況を確認して定めるため、今回、体系を検討するのは令和7年10月の改定のみとさせていただきます。

1枚めくって、14ページを御覧ください。使用料対象経費は、営業費用、営業外費用、控除項目の将来見込みを計算いたします。職員給与費は人件費上昇率、経費は物価上昇率を見込んで算出しました。減価償却費や支払利息、長期前受金戻入については、投資計画や借入れ見込みを基に算出しました。

15ページを御覧ください。計算結果であります、営業費用79.6億円に営業外費用2.9億円を加えて、控除項目12.7億円を引くと、使用料対象経費は69.8億円となります。現在の使用料体系での3年間の使用料収入の見込みは34.5億円ですので、不足額は35.3億円となります。そのうち、③8.4億円は汚水処理原価150円を超える分になりますので、実際には、1回目の改定で①10.3億円、2回目の改定で②の16.6億円に当たる部分の増額を目指すことになります。

1枚めくっていただきまして、16ページを御覧ください。前回の復習になりますが、使用料対象経費を需要家費、固定費、変動費の3つに分類します。需要家費とは、使用水量の多寡にかかわらず、主に利用者数に対応して増減する経費です。一番下の変動費であります、これは使用水量の多寡に応じて変動する経費です。最後に、固定費であります、これは利用者数や使用水量の多寡にかかわらず、固定的に必要な経費でございます。使用料対象経費を需要家費、固定費、変動費の3つに分類した後は、それらを基本使用料と従量使用料に割り振ります。需要家費と固定費は基本使用料、変動費は従量使用料に割り振るものですが、その場合、基本料金が高額になり過ぎますので、固定費の一部を従量料金に割り振っていきます。

17ページを御覧ください。固定費の配分方法について御説明をします。固定費の配分の

考え方としましては、自治体によって異なりますが、小牧市の考え方としましては、中段の「考え方」とその右の図を御覧ください。汚水処理場の最大処理能力のうち常に使用している分は従量使用料で賄うべき分、予備能力として確保されている分を基本料金で賄うべき分だという考えでございます。右の図のイメージで、円全体を最大処理能力として確保されている水量、そのうち水色の部分が平均的に排水として流れている部分としますと、この水色の部分は、水量によって配分が可能です。つまり、従量使用料の対象とする部分となります。一方、残りの白色の部分は、排水が流れておりませんので、水量で配分するのはふさわしくないものとして基本使用料の対象となります。

小牧市は流域下水道といい、愛知県の所管する五条川左岸浄化センターを処理場として使用しておりますので、この処理場で最大値として確保してもらっている1日当たりの計画処理水量が円全体、令和4年度の1日当たりの平均有収水量が水色の部分として計算して配分します。

実際に基本使用料の比率を計算しますと、計画処理水量8万5,573 m^3 から令和4年度平均処理水量3万5,297 m^3 を引いた5万276 m^3 が基本使用料の対象、図で言うと白の部分に当たりますので、これを計画処理水量で割った58.8%が固定費のうちの基本使用料の比率となります。

1枚めくって、18ページを御覧ください。実際に使用料対象経費を基本使用料と従量使用料に配分します。使用料対象経費69.8億円を需要家費、固定費、変動費に分けると需要家費3.1億円、固定費43.3億円、変動費23.4億円となります。このうち、固定費を先ほど計算した基本使用料58.8%で計算すると、基本使用料の対象が25.5億円、従量使用料の対象が17.8億円になりますので、最終的には基本料金は需要家費に固定費のうち基本使用料部分を加えた28.6億円、従量使用料は固定費のうち従量使用料分に変動費を加えた41.2億円となります。割合で言いますと、基本使用料が41%、従量使用料が59%となります。

19ページを御覧ください。先ほどの経費配分の結果を、現行の使用料や他団体と比較しました。計算した基本使用料の割合は41%、小数点1位まで記載すると40.9%ですが、これは現在の使用料体系における令和4年度決算の配分結果とほぼ同じであるということが分かります。また、全国平均30.4%と比べると、約10%基本使用料の割合が高いことが分かりますが、使用水量が減少傾向にある中、使用料収入を維持するためには、基本使用料の割合を高いまま維持することが望ましいと考えられます。近隣市でも、使用料改定により基本使用料の割合を上昇させております。

1枚めくって、20ページを御覧ください。前回の復習になりますが、他市町の改定状況の確認です。

21ページを御覧ください。基本水量及び基本使用料の設定状況です。赤の囲みを見ていただくと分かりますように、もともと基本水量を設定していた自治体は、基本水量をゼロにする改定を行っています。しかし、基本水量を廃止した分、基本使用料を下げた自治体は豊明市の1市しかなく、多くの自治体は基本使用料を増加しています。

1枚めくって、22ページを御覧ください。従量使用料の改定状況を逡増度で確認したものです。前回のおさらいになりますが、逡増度とは使用料単価の増加率で、小牧市の場合、最低単価が11～20m³で72円なのに対して、最大単価が501m³以上で160円ですので、逡増度は「160÷72」で2.22でございます。ほとんどの自治体で大きな変更がない中、黄色でマーカーした3市町が特徴のある改正をしておりますので、こちらを御紹介いたします。まずは、上から3つ目の春日井市ですが、改定前は最大区分が51m³以上だったものを、改定後は51～100m³、101～200m³、201m³以上の3つに分け、増やした区分では逡増度は増大しています。続いて、東郷町ですが、こちらも改定前は最大区分が1,000m³以上だったものを、改定後は、1,000～1,500m³、1,500m³以上の2つに分け、逡増度を大きく増大しています。最後に、下から2つ目の一宮市ですが、こちらは前述の2市町とは異なり、最小区分の10m³以下の区分の単価を8円から26円まで値上げし、逡増度を大きく下げています。

23ページを御覧ください。基本水量の廃止や逡増度を大きく変更した自治体に、見直しの背景を確認したものです。まずは、基本水量であります。春日井市、江南市が廃止をしています。春日井市は、その理由として、使用者間の公平性と経営の安定化を図るため基本水量を廃止した、また、基本水量が設定されていた10m³以下の水量区分については、全使用者の負担に影響するため単価を他の水量区分より抑制したとのことでした。江南市についても、利用者負担の公平性に鑑みて、基本水量を廃止したとのことでした。なお、一宮市は、もともと一般用の基本水量は廃止していたのですが、公衆浴場用のみ基本水量が残っていたものを、令和6年の改正で廃止したとのことでした。

続いて、逡増度の見直しの背景です。春日井市は、最大区分を追加しておりますが、その理由として、基本水量廃止により基本使用料の比率を高める一方、使用量によって現行対比の負担割合が過度に異ならないよう現行逡増度に近づけた従量使用料を設定したとのこと。東郷町も、最大区分を追加しておりますが、その理由として、大口の顧客があったことから、見直しに当たって、水の使用量の多いほうに応分の負担をお願いすること

とし、基本使用料や使用水量の少ない区分の従量使用料は改定しないで、2か月当たり100m³を超える従量使用料のみを改定しています。江南市は、2回目の改定で改定前とほぼ同じ逡増度に戻していますが、その理由として、現状より過度な負担増とならないよう少量使用者に配慮し、最低従量単価を低額に抑えた上で、今後の大口使用者の接続促進のため、最高従量単価の逡増度についても抑制したと説明しています。一宮市は、大きく逡増度を下げっていますが、今後、家庭での使用水量が減少することにより、高い従量使用料単価の水量帯が減少し、低い従量使用料単価の水量帯の割合が増加する見込みであることから、経営基盤の安定のため、逡増度を縮小したと説明しております。

各自治体の考え方を整理しますと、まず、基本水量の廃止は、使用者間の公平性や経営の安定化を理由とし、廃止を判断しています。逡増度を増大している団体は、顧客の状況に合わせて、従量使用料の最大区分を追加して設定しています。逆に、逡増度を減少している団体は、低い水量帯の割合が増加する中、経営基盤の安定を理由にしています。

1枚めくって、24ページを御覧ください。小牧市の現況や他市町の改定状況を参考に、使用料体系改定の課題を整理しました。

25ページを御覧ください。小牧市の現況をまとめると、まず、人口が徐々に減少しており、世帯内人口も減少する見込みです。調定件数、つまり契約者の割合では20m³未満の割合が増加しています。その一方で、大口使用者は10年前に比べて半減しており、100m³以上の調定件数は1%未満です。

このような現状を踏まえて、使用料体系を検討するに当たって、検討すべき課題を四角内にまとめました。まず、使用水量が今後も減少することが想定されるため、安定した事業運営のためには、使用水量が少ない使用者に御負担いただく体系の検討が必要となります。次に、使用水量10m³未満の使用者が増える中、使用水量に応じた使用料を御負担いただき、使用者間の公平感を確保するため、基本水量の廃止の検討が必要です。また、大口使用者が減少しており、全体に占める割合も低いため、従量使用料の最大区分追加による使用料増加の効果は低いと想定されます。

1枚めくって、26ページを御覧ください。固定費を17ページの考え方で配分し、18ページ、19ページで使用料対象経費を分解した結果、基本使用料の割合は約40%となり、それは現在の使用料体系での割合と大きく変わらないことが分かりました。つまり、単純に考えますと、今回、30%の改定を行うに当たっては、基本使用料を30%改定、従量使用料も30%改定すればいいということになります。

現行の使用料体系を維持したまま、基本使用料、従量使用料の各使用区分を全て定率で30%改定した結果が、こちらの26ページの表になります。これが最もシンプルな改定となりますが、先ほどお話しした今後の課題を考慮しますと、使用水量が少ない利用者の負担割合を増やすような改定を検討すべきとなります。

27ページを御覧ください。26ページを基に、基本水量を廃止し、単価を仮に10円と設定した場合の例になります。基本水量部分の収入ができた分、収入も34.9%の増加となる見込みです。これを、もともとの改定率30%に合わせる方法として、例えば従量使用料の増加率を下げるという方法が考えられますが、このままでは少量使用者の負担増加が大き過ぎるとして、基本使用料の改定率を30%から若干落とす方法も考えられます。また、今回は、基本水量を廃止した部分の単価を仮で10円としておりますが、次回の審議会では改定率30%を目標としまして、今回の課題に挙げました、安定した事業運営や利用者間の公平感の確保に考慮した案を示したいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上で資料2の説明を終わりとさせていただきます。よろしくお願いたします。

【萩原会長】

ありがとうございます。ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様、御意見、御質問等ございましたらお願いたします。

A委員、お願いします。

【A委員】

最初の現状分析のところ少し質問します。平成24年と直近の決算が出ている令和4年度を比較していますが、4年度のデータというはまだコロナの影響がきつと残っていたのかなと思うのですが、その辺の影響というのは何か分析されているのでしょうか。

何でそんなことを聞いたかという、先ほど8ページのところで、調定件数が1.5倍になっているというのが出ているのですが、確かに小牧市さん、普及率の拡大によって下水道を使える人が増えているものですから増えるのは分かるのですが、1.5倍も増えるのかなというのが疑問なところで、普及率から下水道使用者がこの10年間にどれだけ増えたのかなと思って計算してみたんですけど、せいぜい1万人ぐらいしか増えていないんですよね。でも、調定件数は1.5倍になったということですから、単身世帯がそんなに増

えたのかなという、ちょっと疑問だったものですからお聞きしました。

【事務局】

コロナの影響が想定されているかというところなのですが、今回の調定件数の内訳については実数ということで、確かにコロナの影響は収益部分にはあったかもしれませんが、調定の件数に関しては、コロナの影響を加味しているかという、影響はないかと思いません。

【A委員】

ちなみに、令和5年の実績がもう出ていれば、令和5年はコロナの影響というのは大分なくなっていたと思われしますので、そこで比較していただいてあまり変わらなければ、別がないのかなと。けど、ちなみにコロナの影響というのが、どちらかという家にいる人が増えたものですから、たしか水道使用料としては増えたというような話だったと思うんですけど。

【事務局】

先ほども話したかもしれませんが、コロナで使用料だとかというところは影響があるかなとは思いますが、件数的には当然、ゼロの方も基本料金は頂いているものですから、コロナの影響は特段ないとは考えております。ただ、今、委員から、令和5年度と比較してはどうだということも言われましたので、それについては、また持ち帰って、確認のほうはさせていただきたいなというふうに思います。

【萩原会長】

A委員、よろしいですか。

【A委員】

はい。

【萩原会長】

それでは、また次回以降もこれについて検討していくと思われしますので、令和5年度、

そうした新しいデータがもし用意できるのであれば、また次回審議会でお示しいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

そのほかに、委員の皆様、御意見、御質問等ございますか。

【A委員】

17ページの固定費の配分の話です。ここで、考え方のところで、污水处理場の最大処理能力のうち常に使用している部分を従量使用料で賄う部分と、使っていない部分を基本使用料で賄う部分と分類しているのですが、ここで、下の小牧市さんの58.8%を出した計算を見ると、計画処理汚水量8万5,573 m^3 というふうになっているものですから、これは、全体計画汚水量ですから、まだできていないところまで入れて計算をされているというのは何か理由があるのでしょうか。

ちなみに、処理場の能力も、現状（処理能力）は9万1200 m^3 ということで、処理場もまだ全部できていないものですから、ちょっと大きく取り過ぎているのではないかと思います。たまたまこの計算をすると4対6になるものですから、何かちょうどいいなどは思うのですが、少し考え方のところが納得いかないところがありました。いかがでしょうか。

【事務局】

確かにまだ使用していない部分もあるかと思いますが、建設負担金の算出にあたって、全体計画の計画水量を基に割合として配分に使用をしていましたので、この数値を使用させていただいたというところがあります。

実は考え方としまして、計画汚水量を使うのではなく最大汚水量を使う方法もありますが、そうすると年数によって、割合が非常にランダムになる部分もありますし、また不明水等の影響が大きいものですから、こちらの計画汚水量のほうを今回、割合として使わせていただいております。

【A委員】

建設負担金は、各市町さんの公平の観点から、全体計画汚水量で割っているものですから、ちょっとこの話とはリンクしないかなと思っております。もし本当にこういう考え方でやるのであれば、9万1,200 m^3 を現状の配分した形にすると合うのかなとは思いますが。小牧市は流域下水道ですので、処理場で最大値として確保してもらっている1日当た

りの汚水量と、将来のまだできていないところまでを含めて考えられているものですから、少しそこに違和感があるかなと思います。現状でも、常時9万1,200m³全部使っているわけじゃないものですから、五条川左岸の場合、不明水率が高いため、実際ふだん使っているところと今言われた最大値のときに使うところと、分類はできると思います。

今回、この資料を見させていただいて、少量の使用者が増えているということをもって、そこの一番のボリュームがあるところから使用料を公平に取りたいというのは賛成です。それは、今後の経営の安定のためにも必要だと思っています。ただ、他の市町の試算例を見ると、固定費の配分の仕方もある一つのファクターとして考えているような市町もありますので、こういった考え方だからこれじゃなきゃいけないみたいな形を取るんじゃないで、最後の試算例がありましたけど、ここのファクターの一つとして、固定費の分類を例えば30%、35%、40%とか、そういったふうで調整されたらいかがかなと思って拝見しました。

【萩原会長】

ありがとうございます。ただいまのA委員の御指摘に関して、何かコメント等ございますか。

【事務局】

ありがとうございました。ご意見はまた参考にさせていただきたいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。またこれから先も検討してまいりますので、今のA委員の御指摘を踏まえて、資料等作成できるならば、また次回審議会等でお示しいただければというふうに思います。

そのほか、委員の皆様、御意見、御質問等ございますか。よろしいですか。

時間的にもあまりゆとりがございませんので、また何かございましたら、事務局のほうに事後的にでも御意見いただければというふうに思います。

それでは、ここで今出ました幾つかの意見につきましては、次回審議会でも、また使用料体系の改定案を示されるときに、いろいろと資料等、必要な部分についてはお示しいただきたいと思っておりますし、使用料体系の改定案についてもまた御提示いただくということですのでよろしくお願いいたします。

議事については以上ですが、先ほど作成をお願いいたしました意見書の素案ができたそうですので、今お配りいただいております。それでは、事務局から、ただいまお配りいただいた意見書、こちらのほうの説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、まず、1枚目の（案）のほうを御覧ください。

こちらが報告書のかがみになりますが、令和5年7月20日付け5小経第613号の諮問のありました小牧市下水道事業の適正な使用料収入について、これまで4回にわたる会議を開催し、検討を重ねてまいりました。これまでの審議の結果、下水道事業の健全な事業運営のために必要な使用料改定の改定時期及び平均改定率について意見をまとめましたので、別紙のとおり報告します。なお、今後は引き続き使用料体系について検討を行い、答申します。というかがみ文を作成させていただきました。

2枚目、めくっていただきまして、こちらが意見書という形になってございます。小牧市下水道事業は、令和4年度決算の経費回収率が59.6%であり、長期経営計画の目標である100%以上を達成しておらず、一般会計から赤字補てんとして多額の基準外繰入金を充当しています。特に、下水道使用料は、単価89.4円/㎡と総務省が最低限行うべき企業努力として定めている単価150円/㎡を大きく下回っているのが現状であり、本市の下水道事業の適正な使用料収入を確保するためには、下水道使用料を単価150円/㎡まで上げて、経費回収率100%以上を達成する必要があります。そこで、本市の現在の下水道事業の経営状況下では、下水道使用料の速やかな値上げが必要であるものの、1回の改定で大幅な値上げをすることや、短い期間で何度も値上げをすることは市民の負担が大きくなることを考慮し、以下のとおり2回の使用料改定を提案します。

1) 1回目は令和7年10月に、平均改定率が約30%の値上げとなる下水道使用料の改定を行う。

2) 2回目は、1回目の改定から概ね3年後に、経費回収率100%以上となる下水道使用料の改定を行う。

なお、下水道使用料の改定に当たっては、市民への丁寧な説明を行うなど十分な周知に努めてください。と、このような形で意見書を作成させていただきましたので、またよろしく御審査のほどお願いしたいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

委員の皆様から、こちらの意見書につきまして御意見等あれば、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

【D委員】

参考までにお願ひいたします。

例の基本料金を変えるということが出ていましたね、改定前の。その中で、今、見ていきますと、下水道も使用料に応じた単価が変わってくるということでちょっとお聞きしたんですけれども。

下水道使用料なんですけど、一般的に基本料金が789円80銭になっておりまして、あと、これはゼロから20㎡ですか、21から40、41から80、81から200、201から1,000、1,000以上という形で掛け率を見ていきますと、基本料金に対して21から40までが10%、41から80までが12%、81から200が14%、201から18%、1,000以上が22%ということで、たくさん使うと高くなるというふうな仕組みになっているんですけれども、商業ベースでいくと調定件数のときも、500以上がやはり約半減以上したということも踏まえて、価格の単価の調整をするときに、低使用量の方を中心にした料金の単価の振り分け、この辺がランダムみたいな形でやっていかれるとは思うんですけれども、30%なら30%に合わせてやられるのか、実際に延々、積立て方式でやっていくと32%とか33%になったりするということも一応あり得るのか。たくさん使ったら安くなるというのが通常でして、今の状態ですとたくさん使うと高くなるんですけれども、ちょうどいい基本料金というものをなくすことによって、先ほどA委員からお話ありましたように、一番ボリュームのあるところをやはり中心に価格調整をやっていただきたいというのがお願ひでございます。以上です。

【萩原会長】

ただいまD委員から御意見、御質問ございましたけれども、この点について回答ございますか。

【事務局】

次回、先ほど説明の中にもありましたが、30%の改定率ということで、それを目標にと

いう形で、基本水量のありなしの部分も含めて御提案させていただこうと思っておりますので、今いただいた御意見を参考にさせていただいて、次回提案させていただきたいと思っております。

【萩原会長】

ありがとうございます。次回使用料の改定等についてまた審議を行いますので、またその点についてお示しいただけるといことでよろしくお願いたします。

そのほかに御意見等ございませんか。よろしいですか。

それでは、こちらの意見書を市長へ提出するというでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【萩原会長】

ありがとうございます。それでは、事務局からの提出をよろしくお願いたします。

次第6、その他に移らせていただきます。

事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

今回の審議会でありますけれども、こちら、資料1にも記載させていただきましたが、7月17日の水曜日午前10時から味岡市民センター2階の視聴覚室で開催を予定しております。正式な通知文につきましては後日、送付させていただきますが、今回いただいた意見を基に、具体的な使用料体系の改定案についてお見せして審議いただく予定であります。

また、本日の会議録でございますが、事務局で作成次第、委員の皆様へ送付させていただきますので、御確認をよろしくお願いたします。確認後に市のホームページ等で公開させていただきます。

【萩原会長】

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日予定された議題は終了いたしました。皆様方には、

議事進行の御協力に感謝申し上げます、事務局のほうにお戻ししたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】

委員の皆様、長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。会を閉会するに当たりまして、最後に、交通安全についてのお願いをさせていただきます。5月12日現在であります、愛知県におきましては53人の死亡事故が発生しております。昨年と比べまして4人の減少ではありますが、残念ながら全国ではワースト1位という状態になっております。小牧市におきましては、今のところゼロ人ということではありますが、昨年は3名の死亡者を出しておりますので、どうぞ日頃から交通安全の意識を持っていただきまして、交通事故には十分お気をつけてお帰りになっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和6年度第1回小牧市上下水道事業経営審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。